＜参考＞

**令和２年度　間接リースと直接リースの比較表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 間接リース（現行） | 直接リース（新規） | 備　考 |
| １　環境機構との貸付契約の相手方 | 都道府県食肉事業連合会等（借受団体） | リース申請者  （借受者） | 直接リースの場合、借受団体と借受者との再貸付契約は不要 |
| ２　団体の立場  （必要な契約書） | 借受団体（貸付契約書及び  再貸付契約書） | 受託団体  （業務委託契約書） | 業務委託契約書には別途収入印紙4,000円が必要。 |
| ３　印鑑証明書、登記事項に変更がないことの証明書 | ◎ | ×  （ただし、リース申請者の分は必要） |  |
| ４　手数料 | 附加貸付料の約1/7 | 同　左 | 変更なし |
| ５　貸付申請書の取次ぎ | ◎ | ◎ | 変更なし |
| ６　検収 | ◎ | ◎ | 変更なし |
| ７　機構への送金 | ◎ | ◎ | 変更なし |
| ８　理事の自己取引等に係る理事会の承認 | ◎ | × | 理事会議事録の作成、提出は不要（令和元年度は18件、令和2年度は5件が対象（令和3年1月末現在）） |

* １　直接リースは、令和２年度の新規貸付契約分から実施。リース申請者及び食肉事業連合会等はご相談の上、従来通りの「間接リース」か、「直接リース」かを選択できる。
* ２　直接リースを希望する場合は、別途当機構と個別に業務委託契約の締結が必要。（従来通り間接リースを希望する場合は不要）
* ３　動産総合保険等の損害保険、履行保証保険への加入は従来通り必要。